

感染症別受け入れ基準

感染症疑いのある児は、確定診断を行っていませんが、
該当する感染症の基準を適用し受入判断を行います。

種類	病名	学校保健安全法による出席停止基準	当病後児保育所の受け入れ基準	
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における「新型インフルエンザなどの感染症」・「指定感染症」・「新感染症」	治癒するまで（家族に発生した場合も患者家族としての検査結果が判明するまで）	治癒後	
	急性灰白髄炎、シフテリア	治癒するまで		
第2種	インフルエンザ	解熱した後、2日を経過するまで	解熱後3日目以降*	
	百日咳	特有の咳が消失するまで	有効な抗生剤服用6日目以降*	
	麻疹	発疹に伴う発熱が解熱した後、3日を経過するまで	解熱後4日目以降*	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫脹が消失するまで	耳下腺腫脹軽快後、又は発症後10日目以降*	
	風疹	発疹が消失するまで	発疹消失後*	
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	発症後3日目以内に抗ウイルス薬服用を開始して痂皮化している。痂皮化していない場合は相談により受け入れます。*	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで	主要症状消退後3日目以降*	
	結核	伝染のおそれがないと認められるまで	伝染性消失後	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	治癒するまで	治癒後	
	流行性角結膜炎		眼症状消失後	
	急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで	眼症状消失後	
	腸管出血性大腸菌感染症	（有症状） 腹痛・下痢・血便などの症状がある場合		ペロトキシン陽性；下痢嘔吐消失後 ペロトキシン陰性；水様便を認めなければ 隔離室の空き状況による
		（無症状・菌陽性） 腹痛・下痢・血便などの症状がなく、検便の結果、病原体が検出された場合	※出席停止の必要はない	可能
	その他の感染症	①条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる伝染病の例		
		ウイルス性肝炎 ウイルス性胃腸炎 （ロタウイルス、ノロウイルス） 溶連菌感染症 ヘルパンギーナ、手足口病 マイコプラズマ感染症など	かかりつけ医師の意見により保護者からの申し出があれば、出席停止の扱いとしてもよい	ウイルス性胃腸炎（ロタウイルス、ノロウイルス、アデノウイルスなど）；水様下痢便消失後* 溶連菌感染症；有効な抗生剤服用開始後* マイコプラズマ感染症；有効な抗生剤服用開始後* エンテロウイルス感染症（ヘルパンギーナ、手足口病）*
		②通常出席停止の措置は必要ないと考えられる伝染病の例		
		頭ジラミ、伝染性軟属腫（水いぼ） 伝染性膿痂疹（とびひ）等	※出席停止の必要はない	可能
	※ 上記の『その他の伝染病』は例示であって、実際には病状により医師の指示に従うこと			

* 隔離室の利用状況を勘案します。